

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進

背景

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。さらに、同計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、「個別施設計画」の策定が必要。

公共施設等総合管理計画の策定

(平成26年4月22日付け総務大臣通知により策定要請) ※平成26～28年度の3年間で策定

<公共施設等総合管理計画の内容>

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

<公共施設等総合管理計画の策定状況>

令和2年3月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.9%の団体において策定が完了。

令和3年度までに、**個別施設計画を踏まえた見直しを行うもの。**

【取組の推進イメージ】



個別施設計画の策定

(「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定) ※令和2年度までに策定

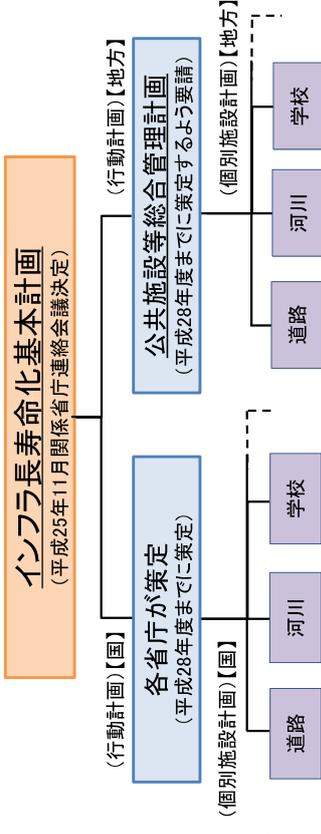
<個別施設計画の内容>

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、**点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策**の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

※維持管理・更新等に係る対策

次回の点検・修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更・複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

【インフラ長寿命化計画の体系】



令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに係る留意点

○ 中長期的な観点での公共施設マネジメントを推進するため、現在の総合管理計画の計画期間内であっても、令和3年度中に、個別施設計画を踏まえた総合管理計画の見直しを行っていただきたいこと。

また、その際、すべての個別施設計画の策定が完了していないとしても、現時点での個別施設計画を踏まえた見直しを行っていただきたいこと。

○ その際、以下の事項は、必須事項として盛り込むとともに、特に「②維持管理・更新等に係る経費」については、既に盛り込まれている場合であっても、個別施設計画を踏まえた見直しを行っていただきたいこと。

- ① 基本的事項
 - 策定年度、改訂年度、計画期間、施設保有量
 - 現状や課題への認識
- ② 維持管理・更新等に係る経費
 - 現在かかっている維持管理経費
 - 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
 - 長寿命化対策を反映した場合の見込み、対策の効果額(少なくとも10年程度)
- ③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
 - 公共施設等の管理(点検・診断、更新・長寿命化、ユニバーサルデザイン化、統合・廃止等)に係る方針
 - 公共施設マネジメントの推進体制や進捗管理に係る方針
- ④ 過去の実績
 - 過去に行った対策の概要、施設保有量の推移、有形固定資産減価償却率の推移

※別途、その他の記載を推奨する記載事項(数値目標等)も含め通知予定

○ 総務省においても、令和3年度における総合管理計画の見直しの推進に向けた支援策を検討するとともに、その見直し状況を踏まえつつ、令和4年度以降の公共施設等適正管理推進事業債のあり方を検討する予定。